

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年7月22日)

[件 名]

- 公衆浴場法等に基づく入浴施設の一斉点検結果について
(くらしの安心推進課)・・・2
- 生活環境部における附属機関委員の個人情報の流出について
(まちづくり課)・・・3

生活環境部

公衆浴場法等に基づく入浴施設の一斉点検結果について

令和7年7月22日
くらしの安心推進課

県西部の入浴施設利用者からレジオネラ症患者が発生したことを受け、公衆浴場法又は旅館業法に基づき、県内の入浴施設の一斉点検を中・西部総合事務所環境建築局が実施しましたので、その結果を報告します。

なお、東部圏域の施設については県からの協力依頼に基づき、鳥取市が独自に点検を実施されました。

1 実施期間

令和7年5月23日～令和7年6月30日

2 対象施設

大浴場又は循環配管を有する入浴施設等 132施設（中部 51施設、西部 81施設）

3 点検結果（鳥取県公衆浴場法施行条例又は旅館業法施行条例に基づく）

項目	内容	適合	不適合	不適合の内容
(1) 清掃及び消毒の記録	清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録し、3年以上保管しているか	82 %	18 %	・清掃等の記録なし (24施設)
(2) 水質検査	検査を実施しているか	89 %	11 %	・検査未実施 (14施設)
	検査を実施した施設において、検査結果を県に提出しているか	86 %	14 %	・検査結果を報告していない (16施設)
	検査を実施した施設において、検査結果は水質基準に適合しているか	100 %	0 %	—
(3) 消毒	塩素濃度等の管理は適切か	95 %	5 %	・塩素濃度の測定をしていない (7施設)

4 不適合となった施設に対する対応

公衆浴場法又は旅館業法に基づき、文書指導を行った。

このうち、水質検査を実施していない施設については速やかに実施するよう指導し、その結果を県に1か月以内に提出するよう求めている。なお、期限までに提出がない場合は、再度点検を行い指導することとしている。

今後、計画的に衛生管理状況の点検を行い、特に今回の点検で不適合が認められた施設に対しては、点検回数を増やす等重点的に取り組む。

5 今後の対応

レジオネラ症発生防止対策をテーマとした事業者向け研修会を県主催で10月に実施予定。

生活環境部における附属機関委員の個人情報の流出について

令和7年7月22日
まちづくり課

まちづくり課が所管する附属機関委員の更新手続に当たり委員の履歴書の内容を確認する業務において、誤ったメールアドレスに送信し、1名の個人情報が流出する事案が発生しました。

今後、同様の事案が起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理に努めます。

1 判明した日時

令和7年7月18日（金） 午後4時頃

2 事案の概要

まちづくり課職員が附属機関委員の更新（再任）手続を進めるに当たり、過去にいただいた履歴書の内容に変更がないかの確認をご本人に行っていたため、事前に電話にてお願いしたうえで、7月10日、同課で既に作成していた附属機関の委員名簿に記載していたメールアドレスに履歴書を添付し、7月18日（金）を期限として送信した。

7月18日（金）に委員からの回答がなかったことから、ご本人に電話で確認したところメールが届いていないとのことであった。このため、再度、同メールアドレスに送信し、電話にて受信確認を行ったが受信されていなかったため、ご本人にメールアドレスを確認したところ、メールアドレスが誤っているとのことであった。

直ちに確認したところ、送信した先は前委員のメールアドレスであり、個人情報が流出したことが判明した。

3 発生原因

まちづくり課職員がメールを送信しようとした際、まちづくり課が管理する附属機関の委員名簿と照らし合わせて確認して送信したが、委員名簿に記載していたメールアドレスが前委員のメールアドレスのまま更新されていなかったことから、誤送信につながった。

4 流出した情報

附属機関の委員1名の氏名、生年月日、年齢、現住所、学歴及び主な経歴

5 対応状況

直ちに電話にて誤送信先である前委員にメールの削除を依頼して削除いただいたうえで、ご本人に電話にてお詫びした。

6 具体的な被害報告

なし

7 再発防止策

委員名簿の台帳管理においては、台帳情報の更新の際に、複数人による照合を徹底することとする。また、職員全員に、個人情報の取扱いに係る基本ルールの厳守について、改めて周知徹底を行った。